補助金等の予算科目	事務の内容
農山漁村地域整備交付金	一　法第五条の規定による補助金等の交付申請書の提出時期の決定及びその申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、交付金の交付の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査 三　法第七条第一項の規定による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認、補助事業の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認及び補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理、審査及び必要に応じて行う現地調査等 四　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 五　法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理 六　法第十二条の規定による補助事業等の遂行状況に関する報告の受理 七　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令 八　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令 九　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による補助事業等の実績報告書の受理 十　法第十五条の規定による補助金等の額の確定通知 十一　法第十六条の規定による是正措置命令の通知 十二　法第二十二条の規定により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条に係る漁港施設等の処分に関するものを除く。） 十三　法第二十三条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは関係者に対する質問

○農林水産省告示第七百三十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

表補助金等の予算科目の欄中「食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金」を「国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金（自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業推進費補助金に限る。）」に、「水田農業構造改革交付金（水田等有効活用促進対策交付金のうち多収性稲種子の安定供給支援事業交付金に係るもの及び稲作構造改革促進交付金を除く。）」を「水田農業構造改革交付金（作付拡大条件不利補正交付金に限る。）」に、「牛肉等関税財源飼料対策費補助金（水田等有効活用促進対策事業費補助金に限る。）」を「戸別所得補償制度実証等事業費補助金のうちマッチング・システム構築事業及び地域未活用資源飼料化支援事業並びに耕畜連携水田活用対策事業費補助金に限る。）」に改める。

附　則

平成二十一年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百三十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年五月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

表補助金等の予算科目の欄を次のように改める。

食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金	
食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金	
植物防疫事業交付金	
国産農畜産物競争力強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
	一　産地収益力向上支援事業推進費補助金（全国推進事業に係るものを除く。）
	二　農畜産業機械等リース支援事業推進費補助金（産学官連携経営革新技術普及強化促進事業のうち産学官連携普及活動支援に係るもの及び現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業のうち現場創造型技術確立活動支援に係るものに限る。）
	三　農業競争力強化対策事業推進費補助金（経営体育成型に係るものを除く。）
	四　畑作等緊急構造改革支援事業推進費補助金
	五　自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業推進費補助金
	六　農業所得向上新分野支援対策事業推進費補助金（青果物広域流通システム構築事業及び国産原材料サプライチェーン構築事業のうち地区推進事業に係るものに限る。）
国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金	
国内産糖・いもでん粉産地緊急構造改革支援事業費補助金（さとうきび安定生産確立対策事業に限る。）	
水田農業構造改革交付金	
協同農業普及事業交付金	
牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金（産地収益力向上支援事業推進費に限る。）	
牛肉等関税財源飼料対策費補助金（エコフィード緊急増産対策事業費補助金のうちマッチング・システム構築事業に係るもの及び地域未活用資源飼料化確立支援事業に係るもの並びに耕畜連携水田活用対策事業費補助金に限る。）	
牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費交付金	
環境保全型農業生産対策事業費補助金（地区推進事業に係るものに限る。）	